

労働者派遣法に基づく情報公開

株式会社 LinkUp は、労働者派遣法第 23 条第 5 項の規定に基づき、以下のとおり情報を公開いたします。

1. 派遣労働者の数

(対象：令和 8 年 2 月 1 日現在)

派遣労働者数：0 人

※事業開始初年度のため、現在派遣労働者はありません。

2. 派遣先事業所数

(対象：直近事業年度)

派遣先事業所数：0 事業所

※事業開始初年度のため、現在派遣実績はありません。

3. 労働者派遣に関する料金の平均額

(1 日 8 時間あたり)

労働者派遣の料金の平均額：— 円

※事業開始初年度のため、実績がなく算出しておりません。

4. 派遣労働者の賃金の平均額

(1 日 8 時間あたり)

派遣労働者の賃金の平均額：— 円

※事業開始初年度のため、実績がなく算出しておりません。

5. マージン率

マージン率：— %

※事業開始初年度のため、実績がなく算出しておりません。

6. マージンに含まれる費用

マージンには、以下の費用が含まれています。

- 社会保険料（事業主負担分）
- 有給休暇取得にかかる費用
- 教育訓練費
- 福利厚生費
- 派遣元事業運営費（人件費、管理費、営業費等）

7. 教育訓練に関する事項

当社では、派遣労働者のキャリア形成を支援するため、業務内容に応じた教育訓練を実施しています。業務に関連する教育訓練については、労働時間として有給で実施し、受講に係る費用はすべて当社が負担します。

なお、自己啓発を目的とした任意参加の研修については、無給で実施する場合があります。

8. 福利厚生に関する事項

- 定期健康診断
- 有給休暇制度
- 各種社会保険完備

9. 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

- 労使協定の対象となる派遣労働者の範囲を当社と派遣労働契約を締結する全ての派遣労働者とします。
- 労使協定の有効期間：2026年4月1日～2027年3月31日

10. キャリアコンサルティング相談窓口

キャリア形成や就業に関する相談については、下記窓口にて随時受け付けています。

【相談窓口】

株式会社 LinkUp

電話番号：0274-67-5116

受付時間：9時30分～16時30分（土日祝除く）